

今年もいよいよ確定申告の時期となりました。帳簿の整理は済んでいますか？
皆様の申告のために以下の資料が必要となります。

- ・ **不動産所得**
 - 収入のわかるもの、帳簿等（賃借人・賃貸期間をはっきり表記してください）
 - 固定資産税の納付書
 - 火災保険料等の領収書（自宅分と区分する）
 - 不動産所得に係る借入金の1月1日～12月31日の返済明細
 - 領収書綴（修繕費等に係るものなど）
- ・ **事業所得**
 - 平成22年1月1日～12月31日までの仕事に関する銀行通帳のコピー
 - 経費等のわかる領収書綴
 - 売上のわかる請求書綴
 - 事業用の借入金の1月1日～12月31日の返済明細書
 - 売掛金の期末残高（1年以上未収の場合、貸し倒れで落とすことができます）
 - 買掛金の期末残高
 - 車両等の固定資産を購入された方はその購入時の明細
 - 報酬／料金の支払調書
- ・ **給与所得**
 - 給与所得の源泉徴収票
- ・ **控除関係**
 - 生命保険料控除証明書
 - 損害保険料控除証明書
 - 1月～12月の国民健康保険領収書
 - 1月～12月の国民年金領収書
 - 小規模企業共済等掛金控除証明書
 - 医療費領収書／通院の費用を記した書類
（生命保険等の補填を受けた場合は内容が分かるもの）
 - 扶養者の名前、生年月日を記した書類
 - 住宅取得特別控除申告書
 - 住宅ローンの残高証明書

その他下記のような特別な事情のある方は、別途書類を用意して頂くことになります。
該当する方はお早めに、各担当者にご連絡下さい。

- ・ 土地建物を売却した場合
- ・ 家を新築もしくは増築または購入した場合
- ・ 生命保険、建更などが満期または解約し、保険金を収受した場合など。



馬耳東風

新日鉄・住金 合併

2月3日

鉄鋼最大手の「新日鉄」と国内3位の「住友金属工業」は、新興国の鉄鋼需要の拡大などをにらんで、国際競争力の強化を図る必要があるとして、来年10月をめどに経営統合を目指す方針を明らかにしました。

弊社ホームページにいままでの馬耳東風が載っています。ぜひご覧ください。http://www.kaikai.co.jp

会計

2011年2月10日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikai.co.jp
URL http://www.kaikai.co.jp



昨年暮れに某国会議員の後援会で首相官邸・国会議事堂を訪問に行きました。このスナッフは首相官邸の地下にある官房長官が毎日定例の記者会見を行う場です。テレビによく出ますね。つつい調子に乗って、ワンショットを撮ってみました。

社長の仕事 税理士 大場史郎

日本の国技である大相撲に激震が走った。以前から週刊ポストなどが盛んに取り上げていた八百長疑惑である。一部力士や親方が認めたのだから、疑惑を通り越し事件なのかもしれない。

十両と幕下とでは月とすっぽん。7勝7敗で千秋楽を迎えれば、つつい手を抜いて、「今回は貸し」ということは以前でも有ったのだろうと推察される。それが、今回は携帯のメールで証拠が見つかったから大変だ。この八百長が、上位陣にも波及しないことを祈りたい。

最近、仕事もプライベートもメールがフルに使われる。記録が残るということは、後で「言った、言わない」とか、「値段が違う」とかいうことがない。その点はメリットだ。しかし、メリットがデメリットにもなる。

メールを削除することは消しゴムで消すようなイメージを持つが、メールの場合文章はそのまま残っていて、文章につながる接点が残るだけだ。プロのコンピュータエンジニアにかけると、わけなく見えてくる。

最近の税務調査では、帳簿や領収書などの証拠だけでなく、パソコンのメールを見せてくれることがある。これが結構怖い。会社のパソコンといえども、多少はプライベートな内容も入っている。「社長さま、先日はご来店ありがとうございました。久しぶりにお会いできて眞子とってもうれしかった。またのご来店をお待ちしていま〜す。」などというのは、奥様に見られるとトラブルのもとでしょうが、税務署

には愛嬌で笑って済ますことができる。しかし、もし「今回の凸凹小学校の工事、支店長宅の改築工事も上乘せで出してくれ」などという、よからぬメールが出てくると、非常に困るのです。

私は通常の調査では、経営者のパソコンの中を見ることは断ることにしています。「商業上の帳簿、証憑ではないので」と言っているが、パソコン自体が会社の資産なら、その理屈も通らないかもしれない。

でも、査察のような強制調査なら断ることはできません。

今年は携帯電話に代わって、スマートフォンが大流行だ。我々年配者にはあの手のひらサイズで、細かい文字を読むのはつらい。私も去年の暮れに、携帯電話よりもう二回り大きい、ドコモのギャラクシータブなるものを買ってみた。インターネット検索するのは、すぐ立ち上がるのでパソコンより便利である。スケジュール管理にも使っているが、会社のパソコンや、自宅のパソコンと連動しているの、これは大変重宝している。写真などもグーグルのピカサウェブに送れば、データを共有できる。これらはすべて無料である。画面タッチで操作ができるスマートフォンを使ったビジネスが今年からどんどん出てきそうである。

しかし、使えばとても便利なインターネットであるが、データが漏れる、消せないといった怖い面もあることを肝に銘じておいてください。

フリーターや不安定就労者をハローワークの紹介で、正規雇用する事業主に対して支給されます。「正規雇用」とは、雇用契約期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合です。ただし、雇用保険の一般被保険者であっても、週所定労働時間が30時間未満の者を除きます。

対象となる雇用

- ①年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を正規雇用する場合
 - a)直接雇用型
 - ・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合
 - ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
 - ・雇入れ日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者
 - b)トライアル雇用活用型
 - ・ハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇入れ、トライアル雇用終了後引き続き同一事業所で正規雇用する場合
 - ・トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満
 - ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者
 - c)有期実習型訓練修了者雇用型
 - ・有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合
 - ・有期実習型訓練修了後の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
- ②採用内定を取り消された者(40歳未満)を正規雇用する場合
 - ・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワークの紹介により正規雇用する場合
 - ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が40歳未満

奨励金の支給額

- 第1期** 正規雇用開始日から6ヶ月経過してから1ヶ月以内に申請
 中小企業500,000円 大企業250,000円
 - 第2期** 正規雇用開始日から1年6ヶ月経過してから1ヶ月以内に申請
 中小企業250,000円 大企業125,000円
 - 第3期** 正規雇用開始日から2年6ヶ月経過してから1ヶ月以内に申請
 中小企業250,000円 大企業125,000円
- 若い人材をお考えの経営者の方、ぜひご活用ください。

上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例

小柳 博美

金融商品取引業者などを通じて、上場株式等売却したことにより生じた損失の金額のうち、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算して計算上控除しきれないものについては、翌年以降3年にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得金額から繰越控除できます。

この特例の適用を受けるには、上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の所得税につき、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」および「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」を添付した確定申告書の提出が必要です。また、その後において連続して「所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)」を添付した確定申告書の提出が必要です。

“中古建物付き土地”

頼んでおいた不動産業者が会社員K氏(36歳、年収税込700万円、妻、子供3人、現在月9万円の賃貸マンション)に中古建物付き宅地の話を持ってきた。場所は安佐南区山本三丁目、山本小学校の北約100m。南北に土地9筆からなるブロックの一番北の正方形の土地で50坪。その上に築19年の木造瓦葺2階建37坪の居宅。玄関入り口は北側の6m道路に面し、西側に4m道路がある。この辺は区画整理された住宅地で人口の増えている地域である。すぐ近くにスーパーマーケットが2~3店あり、最近イオン・モールもできて便利なロケーションにある。建物はバブルのはじける直前の和風注文建築で、中に入るとゆったりとして落ち着いている。南と東の庭も程よい広さである。南隣地の建物も鼻を突き合わせている感はなく、街の住宅にありがちな三方が挟まれたあの閉塞感がない。住み心地はよさそうだ。問題は価格2700万円。この辺りの宅地は坪55万円前後とか。K氏は考えた。『土地の坪55万円はさておき、更地にして家を新築すればあと2000万円はかかる。だが、それは無理。建物は借りれば年100万円要るので、買って10年住めば1000万円浮く。さらに重要なのは将来の換価(金)性。10年先に土地が2500万円で売れるなら、1900万円の住宅ローンを組んだとしても損にはならないだろう。不動産に掘り出し物はない。よし。』・・・あなたならどうしますか？

一時所得

保険を解約された方はご注意ください!

宮本 佳依

一時所得とは、営利を目的とする行為から生じる所得、労務、役務に対する報酬ではなく、資産の譲渡による所得でもないもので、一時的な性格をもった所得のことをいいます。

確定申告をする必要がある人は、以下のような場合です。

- ・満期保険金
- ・満期返戻金
- ・解約返戻金
- ・賞金や懸賞の当選金

一時所得の計算式は、

$$\text{一時所得} = (\text{収入額} - \text{その収入に係る経費} - \text{特別控除 } 50\text{万円}) \times 1 / 2$$

簡易保険などの満期返戻金も計算式で一時所得を計算し、その金額を確定申告することが必要です。満期保険金や解約返戻金を受け取って一時所得となる人は、保険料金を支払っている人と、返戻金などを受け取った人物が同じ時だけとなります。受取人が異なる場合には、贈与税の対象となりますのでご注意ください。

一時所得の確定申告に必要なものは、以下のような保険会社から送られてくる書類です。

- ・お支払い明細
- ・満期金の受け取り通知書